

兵庫県中小企業等特別高圧電力価格高騰対策一時支援金 Q & A

【制度について】

	質問内容	回答
1	特別高圧電力とは何ですか。	特別高圧は、電力会社との電力需給契約の中での供給電圧の区分のひとつで、大型商業施設、ホテル、オフィスビル、工業団地等で使用している供給電圧が7,000Vを超える電力です。 他の電圧区分には、低圧（主に家庭用）、高圧（主に事業用）があります。 供給電圧は、電力会社との契約書や、電力会社からの請求書で確認できます。 なお、特別高圧で受電している施設は、自社で受変電設備（キュービクル）を設置しているほか、電気主任技術者による定期的な保安点検を実施しています。
2	なぜ、特別高圧だけ対象としているのですか。	低圧と高圧については、令和5年1月から国の負担軽減策がとられていますが、主に大企業が契約している特別高圧については、国の負担軽減策の対象外となっています。しかしながら、特別高圧の利用者の中には中小企業もあることから、国の交付金を活用し、中小企業を支援することとしています。
3	なぜ、みなし大企業を対象外としているのですか。	国からの要請内容及び国からの限られた交付金の予算額を踏まえ、経営基盤の弱いとされる中小企業者のみ対象とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
4	特別高圧電力受電契約の相手方である小売電気事業者等に指定はありますか。	契約先が新電力会社であっても特別高圧電力受電契約であれば、対象となります。
5	「テナント事業者」とは、どのような者を想定していますか。	特別高圧を受電する工業団地組合等から受電している工場や、特別高圧を受電する商業施設等に入居している店舗のことを想定しています。
6	テナントとして入居している建物が、特別高圧電力を受電しているかわかりますか。	事務局では特別高圧電力の受電の有無は分かりかねますので、お手数ですが入居されている建物の管理者にご確認ください。
7	いつまでに、どのように申請すればよいですか。	申請期限は 12月13日（金） です。オンライン申請のみとなっております。 先着順ではありませんが、なるべく早めに申請いただくようご協力をお願いします。
8	支給のスケジュールを教えてください。	2月中旬 に指定のあった金融機関の口座に振り込みます。 なお、申請額の合計額が予算を上回った場合は、一部減額して支給することとなりますので、あらかじめご了承ください。
9	給付単価の考え方について教えてください。	国が支援している、高圧電力と同額の給付単価として、 8月～9月までは1kWhあたり2.0円、10月は1.3円 としております。
10	支援金の申請額に上限はありますか。	申請金額に上限はありません。

【支給対象について】

	質問内容	回答
1	どのような事業者が支給対象になりますか。	以下の①又は②のいずれかの要件を満たし、事業活動を継続している会社、個人事業主、企業組合、協業組合、事業協同組合等が支給対象になります。 その他支給対象外の事業者もありますので、詳しくは申請の手引き（9ページ）をご確認ください。 ①兵庫県内の事業所（工場、商業施設、オフィスビル等）において、自ら小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電している中小企業等 ②特別高圧で受電している兵庫県内の工場、商業施設、オフィスビル等に入居し、特別高圧電力使用にかかる料金を負担している中小企業等 ※中小企業等とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者とし、大企業の子会社等の「みなし大企業」、法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織または団体等は対象外としています。
2	自社が「中小企業者」に該当することはどのようにして判断すればよいでしょうか。	中小企業基本法における「中小企業者」の定義に従い、以下の資本金又は従業員数のいずれかの要件を満たすがどうかで判断してください。 小売業 資本金5,000万円以下 従業員50人以下 サービス業 資本金5,000万円以下 従業員100人以下 卸売業 資本金1億円以下 従業員100人以下 その他 資本金3億円以下 従業員300人以下 ※詳しくは、申請の手引き（4ページ）をご覧ください。
3	「個人事業主」とは何ですか。住所が兵庫県外ですが支給対象になりますか。	主たる収入を事業所得として確定申告した個人、及び雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を雑所得・給与所得として確定申告した個人を指します。対象となる店舗又は事業所等が兵庫県内であれば支給対象になります。
4	組合は支給対象になりますか。	中小企業等経営強化法第2条第1項第6～8号に規定する組合を支給対象としています。 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等が対象となります。 ※詳しくは、申請の手引き（5ページ、9ページ）をご覧ください。
5	会社が兵庫県内で、特別高圧受電施設が兵庫県外にある場合は、支給対象になりますか。	いいえ。対象外となります。 お手数ですが、兵庫県外の特別高圧受電施設に対する支援については、その施設が所在する都道府県にお問い合わせください。
6	商業施設に入居するテナント事業者（中小企業等）ですが、子メーターがなく使用電力量がわからない場合でも支給対象になりますか。	原則は対象となりませんが、施設管理者からテナント事業者が使用した電力量に係る証明書の交付があれば対象となる場合があります。詳しくは事務局へお問い合わせください。
7	商業施設の施設管理者（中小企業等）ですが、テナントに子メーターを設置しておらず、テナントの使用電力量がわからない場合でも支給対象になりますか。	原則は対象となりませんが、すべてのテナント事業者が使用した電力量に係る証明書の提出があれば対象となる場合があります。なお、この場合は、施設全体の使用電力量から入居テナントの使用電力量を差引いて支援金を支給することになります。詳しくは事務局へお問い合わせください。
8	商業施設に入居するテナント事業者（中小企業等）ですが、共用部・共益部分の電気料金を負担していますが、支給対象になりますか。	入居テナントが負担した共用部又は共益部分に係る電気料金がある場合は、使用電力量及び電気料金が確認できる書類の提出があれば、対象となる場合があります。詳しくは事務局へお問い合わせください。
9	自家発電設備の保守点検等のために特別高圧電力を契約しており、普段は特別高圧電力の使用はありませんが、支給対象になりますか。	支給対象期間内に電力を使用し、使用電力量及び電気料金が確認できる書類の提出があれば、支援金を支給します。基本料金のみで電力の使用が無い場合は、支援の対象にはなりません。
10	公的施設の指定管理者ですが、支給対象になりますか。	地方公共団体等からの指定管理に係る委託費に電気料金が含まれておらず、受託事業収入などの自主財源で賄うこととされている場合は、対象となる場合があります。詳しくは事務局へお問い合わせください。
11	公的施設や大企業が運営する施設の入居テナントの場合、工場の一部工程請負企業や売店・食堂等である場合も支給対象になりますか。	使用電力量及び電気料金が確認できる書類の提出があれば、支援金を支給します。

12	第3セクターは支給対象になりますか。	出資等をする国及び自治体等の公的機関を大企業とみなして応募要件に該当するか判断していただき、「みなし大企業」に該当する場合は、支援の対象にはなりません。 ※詳しくは、申請の手引き（7ページ）をご覧ください。
13	テナントに対して低圧電力又は高圧電力で供給されている場合も支援対象になりますか。	入居する商業施設等が特別高圧電力で受電しているのが確認できれば、入居するテナント事業者が低圧電力又は高圧電力で供給されている場合であっても、対象となります。
14	特別高圧電力受電施設の敷地外に立地している事業所において、当該施設から電力の供給を受けていますが、支援対象になりますか。	使用電力量及び電気料金が確認できる書類の提出があれば、入居テナントとみなして、支給対象とする場合があります。この場合においては、特別高圧受電施設からの送受電がわかる資料の追加提出が必要となります。詳しくは事務局へお問い合わせください。
15	フランチャイズ店ですが、支給対象になりますか。	フランチャイズ経営を行っている場合でも、その店舗経営者が中小企業等であれば、原則対象となります。ただし、フランチャイズ本部が電気料金を支払っている等、対象外となる場合もあります。
16	NPO法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人等は、支給対象になりますか。	いいえ。中小企業基本法における「会社」以外の法人は、対象外となります。 ※詳しくは、申請の手引き（9ページ）をご覧ください。
17	「法人税法別表第一に規定する公共法人」とは何ですか。	公庫、公社、事業団、機構等の公共法人です。詳しくは、下記のe-Gov法令検索のHPをご覧ください。 (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000034#340AC0000000034-Mpat_1)
18	貸倉庫、駐車場、無人販売所等のテナント事業者（中小企業等）ですが、対象になりますか。	使用電力量及び電気料金が確認できる書類の提出があれば、入居テナントとみなして、支給対象とする場合があります。（空きスペースに自販機を設置する場合等を除く。） 詳しくは事務局へお問い合わせください。
19	イベント開催などで特別高圧電力を使用した場合も支給対象になりますか。	特別高圧電力受電施設に入居している中小企業等が対象となりますので、原則対象外になります。ただし、大規模なイベント等であって、施設全体の使用電力量からイベントに要した使用電力量を差引いた計算が可能であれば、支給対象になる場合があります。詳しくは事務局へお問い合わせください。
20	支援金の対象期間中に閉店したテナント事業者は支給対象になりますか。	廃業の場合は対象外となりますが、移転、撤退等であって、事業活動を継続している場合は対象となる場合があります。詳しくは事務局へお問い合わせください。
21	現在事業を停止していますが、支給対象になりますか。	いいえ。申請日において事業活動されている必要があります。
22	廃業する予定、もしくは廃業していますが、支給対象になりますか。	いいえ。支給対象外となります。支援金の申請には、事業の継続に向けた取組みを行っていることが必要です。その旨を申請時に申し出ていただきます。申請時点において廃業又は破産等を予定している場合は対象外となります。万が一、廃業しているにもかかわらず、支援金を受給された場合は、支援金の返還を求めることとなります。
23	この支援金を受け取ったら廃業できないのですか。	一時支援金の目的は、頑張る中小企業を応援することですので、できるだけ事業継続していただきたいと思っています。申請時に事業継続の意思を確認しますが、その後の経済情勢の変化等やむを得ない事由による廃業するにいたった場合は、支援金の返還を求めない場合があります。
24	事業の継続の意思は申請時に何を提出すればいいですか。	支給申請時に申請サイト上で誓約いただくこととしています。
25	物価高騰対策等の他の補助金を受給していますが、兵庫県中小企業等高圧電力価格高騰対策一時支援金の受給対象になりますか。	本支援金を申請されようとする店舗・事業所等について、既に受給又は申請している補助金等が、電力価格の高騰の影響に関するものでなければ、本支援金の支給対象となります。

【申請手続について】

	質問内容	回答
1	店舗や事業所を複数運営しているが、まとめて申請することは可能ですか。	いいえ。 お手数ですが、事業者・法人単位ではなく、店舗・事業所ごとに申請をお願いします。 なお、特別高圧受電施設内に複数の店舗があり、施設管理者との電力供給契約及び使用電力量の内訳明細が一つにまとめられている場合は、まとめて申請いただいて差し支えありません。
2	本人が申請手続を行えない場合に、代理人名義で申請を行い、支給を受けることができますか。	本人名義での申請のみ認めており、代理人名義での申請は認めておりません。
3	オンライン申請をしています但不備のメールが届きました。どのような操作をすればよいですか。	不備がある場合、メールにて詳細内容をお送りし、メールに記載されているURLから追加書類などを添付していただく流れになります。不備の内容によってはお電話で確認させていただく場合もあります。
4	オンライン申請できない時間（申請者が使用できない時間）はありますか。	申請期間内であれば24時間いつでも申請いただけます。 ただし、都合によりシステムのメンテナンスを行う場合は申請画面上でお知らせいたします。 なお、通信状況によっては時間がかかることもございます。
5	オンライン申請で書類をアップロードする際に、気を付けることはありますか。	画像の容量は1ファイル10MBまでです。アップロードが可能なファイルの拡張子は、jpeg、jpg、png、pdfのみです。パスワードが設定されているファイルや圧縮されているファイル、HEIFファイル等アップロードできないファイルがありますのでご注意ください。
6	電力使用量が書かれた明細書を紛失しました。どうすればいいですか。	小売電気事業者等が提供している Web サービスで使用電力量が分かる場合は、当該ページの写しでも差し支えありません。このような方法が取れない場合は、お手数ですが電気料金請求内訳書等の発行者（電力会社または入居する施設の管理者等）に再発行を依頼してください。
7	間違った内容で申請してしまったのですが、どうすれば修正できますか。	ご自身で修正はできません。 内容を確認した上で対応方法をお伝えさせていただきますので、事務局にご連絡ください。
8	不備があった場合、どのように連絡がきますか。	メールでお知らせします。 なお、事務局が指定する期限までに不備の修正がなされない場合、不支給となる場合もありますので、できるだけ速やかなご対応をお願いします。
9	申請を取り下げたいのですが。	ご自身で取り下げはできません。 内容を確認した上で対応方法をお伝えさせていただきますので、事務局にご連絡ください。

【支援金の受け取りについて】

	質問内容	回答
1	支給（不支給）通知はありますか。	支給を決定した時は、支給決定通知をメールで送信します。（ 1月下旬に通知予定 ） 不支給の決定については、審査の状況に応じて随時メールで送信します。
2	支援金の振込人名義はどのようになりますか。	支援金は「ヒョウゴトクベツコウアツシエンキン」を振込人名義として振り込みます。（ 2月中旬に振込予定 ）
3	この一時支援金は会計上どのように処理すべきですか。	どの勘定科目に計上すべきかなど、会計上の処理については、税理士等とご相談ください。

【その他】

	質問内容	回答
1	支援金の使途に制限はありますか。	事業の継続に必要な経費であれば良く、使途に制限はありません。
2	この一時支援金は課税対象ですか。確定申告は必要ですか。	課税対象になります。所得税又は法人税の計算上、収入に計上する必要があります。確定申告の際には、必ず申告してください。詳しくは、税務署、国税庁にお問い合わせをお願いします。
3	申請時に使用した書類を保存する必要はありますか。	申請時に添付した契約書、請求書等の原本は、年度経過後5年間保存しておいてください。
4	関係者間のトラブルについて	支援金の申請に関して、事務局、兵庫県又はひょうご産業活性化センターが関係者間の仲裁を行うことはできませんので、小売電気事業者、施設管理者、テナント事業者等の関係者間でトラブルが発生した場合は、当事者同士で話し合いのうえ、解決を図ってください。